

2026 年 9 月 8 日

各 位

本店所在地 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
会 社 名 S B I ホールディングス株式会社
(コード番号 8473 東証プライム)
代 表 者 代表取締役 会長 兼 社長 北 尾 吉 孝
問い合わせ先 取 締 役 西 川 保 雄
電 話 番 号 0 3 - 6 2 2 9 - 0 1 0 0 (代 表)

会 社 名 S B I N M 合 同 会 社
代 表 者 代 表 社 員 SBIER株式会社
職 務 執 行 者 西 川 保 雄

**(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「BASE 株式会社株式 (証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携
契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

S B I ホールディングス株式会社 (以下「SBIHD」といいます。) の完全子会社である S B I E R 株式会社 (以下「SBIER」といいます。) がその持分の全てを所有し、代表社員を務める S B I N M 合同会社 (以下「公開買付者」といい、SBIHD と総称して「公開買付者ら」といいます。) は、2026 年 8 月 28 日、株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。) グロース市場に上場している BASE 株式会社 (以下「対象者」といいます。) の普通株式 (以下「対象者株式」といいます。) を金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。) による公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) により取得することを決定し、2026 年 8 月 31 日より本公開買付けを開始しております。

この度、公開買付者は、公正取引委員会から 2026 年 9 月 4 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を 2026 年 9 月 4 日に受領したことに伴い、2026 年 8 月 31 日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である 2026 年 8 月 31 日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記の各通知書を新たに添付書類とするため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本日、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い、2026 年 8 月 28 日付「BASE 株式会社株式 (証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」及び公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項 1 号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

また、訂正箇所には下線を付しております。

記

- I. 2026 年 8 月 28 日付「BASE 株式会社株式 (証券コード: 4477) に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」の訂正内容

3. 対象者の概要及び買付け等の条件等

(8) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

II. 本公開買付開始公告の訂正内容

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）
第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

(訂正後)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）
第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、同項第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

以上